

【広報資料】

平成26年5月
入国管理局

平成25年の「不正行為」について

入国管理局においては、研修・技能実習に関して不適正な行為を行った機関に対し、「不正行為」を行ったと認められる旨を通知し、当該「不正行為」が研修・技能実習の適正な実施を妨げるものであった機関について、「不正行為」が終了した日から法務省令で規定する期間を経過するまで、研修生・技能実習生の受入れを認めないこととしている。

平成25年に研修・技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した機関（以下「不正行為」を通知した機関」という。）の受入れ形態別、「不正行為」の類型別の状況及び具体例は次のとおりである。

1 受入れ形態別

(1) 受入れ形態別「不正行為」機関数の推移（表1）

平成25年に「不正行為」を通知した機関は230機関であり、同機関数が最も多かった平成20年の452機関と比較すると49.1%の減少となっているが、平成24年の197機関と比較すると16.8%の増加、平成23年の184機関と比較すると25.0%の増加となっており、現行制度が施行された平成22年以降の推移としては、漸増傾向にある。

平成25年に「不正行為」を通知した機関は、全て団体監理型での受入れによるもので、受入れ機関別では、監理団体が20機関（8.7%）、実習実施機関が210機関（91.3%）である。

※ なお、入国管理局においては、技能実習制度の適正化のため、これまで次の措置を講じている。

- ① 平成22年7月、現行制度が施行され、技能実習生が入国1年目から労働関係法令の適用を受けることとされ、監理団体による一定時間以上の講習の実施、実習実施機関に対する訪問指導、技能実習生からの相談に対応する体制の構築、「不正行為」による受入れを認めない期間を伸長するなどによって、研修生・技能実習生の保護の強化を図った。
- ② 平成24年11月、法務省令の改正を行い、監理団体、実習実施機関が「不正行為」を行った場合に、地方入国管理局等に報告することを基準適合性の要件として追加するなどし、研修生・技能実習生の保護の強化を図った。
- ③ 平成25年12月、同年4月の行政評価・監視結果報告書による指摘を受けて、監理団体による監査の適正化を図るため、監査の視点、手順、方法等をより具体的に示すとともに、監査が適切に行われなかった場合に適用される不正行為について具体化・明確化を図ることとし、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」を改訂した。

(表1) 受入れ形態別「不正行為」機関数の推移

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
企業単独型		7	2	3	2	0	0
団体 監理型	監理団体 (第一次受入れ機関)	29	34	17	14	9	20
	実習実施機関 (第二次受入れ機関)	416	324	143	168	188	210
計		452	360	163	184	197	230

(2) 企業単独型での実習実施機関に対する通知

平成24年に引き続き、「不正行為」を通知した企業単独型での実習実施機関はない。

(3) 団体監理型での受入れ機関に対する通知

① 監理団体（第一次受入れ機関）の種類別「不正行為」機関数の推移（表2）

平成25年に「不正行為」を通知した20機関のうち18機関を事業協同組合が占めており、事業協同組合が高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

(表2) 監理団体（第一次受入れ機関）の種類別「不正行為」機関数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年
事業協同組合	13	7	18
農業協同組合	0	2	2
商工会	0	0	0
その他の団体	1	0	0
計	14	9	20

② 実習実施機関（第二次受入れ機関）の業種別「不正行為」機関数の推移（表3）

平成25年に「不正行為」を通知した210機関を業種別で見ると、「農業・漁業関係」で79機関（37.6%）、「繊維・被服関係」で75機関（35.7%）の順となっており、この2業種で7割以上を占めている。

(表3) 実習実施機関（第二次受入れ機関）の業種別「不正行為」機関数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年
農業・漁業関係	7	75	79
繊維・被服関係	123	71	75
食品製造関係	12	21	15
建設関係	9	8	16
機械・金属関係	11	4	7
その他	6	9	18
計	168	188	210

2 類型別の件数について

(1) 類型別の件数，推移（表 4， 5， 6）

平成 25 年に「不正行為」を通知した 230 機関について，類型別に見た通知件数は，366 件である（一つの機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知する場合があるため，「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しないもの。）。賃金の不払等の労働関係法令違反が 124 件（33.9%）と最も多く，次いで，技能実習計画との齟齬が 87 件（23.8%），講習期間中の業務への従事が 79 件（21.6%）と続いている。

賃金の不払等の労働関係法令違反が依然として上位を占める傾向は，平成 22 年以降，変わりはない。

※ 平成 22 年 7 月に現行の研修・技能実習制度が施行されたが，現行制度施行前に行われた行為については，現行制度施行前の上陸基準省令の規定に沿った「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成 19 年改訂）」に基づき「不正行為」を通知し，現行制度施行後に行われた行為については，現行の上陸基準省令の規定に基づき「不正行為」を通知しているもの。

(表4) 類型別「不正行為」件数の推移

類型		平成23年			平成24年			平成25年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	2	0	2	0	0	0	0	3	3
研修・技能実習計画との齟齬	研修・技能実習計画との齟齬	9	15	24	1	9	10	1	86	87
名義貸し	名義貸し	4	6	10	10	8	18	0	16	16
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	6	7	13	2	5	7	1	13	14
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	6	9	15	2	1	3	1	2	3
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	9	0	93	19	0	109	0	0	102
	旅券・在留カードの取上げ		0			1				
	賃金等の不払		84			99				
	人権を著しく侵害する行為		0			2				
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	1	0	1	0	0	3	0	0	7
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		0			3			7	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	1	3	4	0	5	5	0	8	8
労働関係法規違反	労働関係法令違反	54	28	82	58	25	83	2	23	25
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	保証金の徴収等		0	0		0	0		2	2
	講習期間中の業務への従事		2	2		0	0		79	79
	営利目的のあっせん行為		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		2	2		2	2		19	19
	帰国時の報告不履行		0	0		0	0		0	0
計		92	156	248	92	148	240	6	360	366

(注) 一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。なお、(表5) から (表9) までにおいても同じ。

(表5) 平成25年 類型別受入れ形態別「不正行為」件数(旧指針)

		企業 単独型	団体監理型		計
			監理団体	実習実施 機関	
第1類型	① 二重契約	0	0	0	0
	② 研修・技能実習計画との齟齬	0	1	0	1
	③ 名義貸し	0	0	0	0
	④ その他虚偽文書の作成・行使	0	1	0	1
第2類型	研修生の所定時間外作業	0	0	1	1
第3類型	悪質な人権侵害行為等	0	0	0	0
第4類型	問題事例の未報告等	0	0	0	0
第5類型	不法就労者の雇用・あっせん	0	0	0	0
	労働関係法規違反	0	0	2	2
第6類型	準ずる行為の再発生	0	1	0	1
計		0	3	3	6

(表6) 平成25年 類型別受入れ形態別「不正行為」件数 (上陸基準省令)

	企業 単独型	団体監理型		計
		監理団体	実習実施 機関	
暴行・脅迫・監禁	0	0	0	0
旅券・在留カードの取上げ	0	0	1	1
賃金等の不払	0	0	99	99
人権を著しく侵害する行為	0	1	1	2
偽変造文書等の行使・提供	0	8	5	13
保証金の徴収等	0	0	2	2
講習期間中の業務への従事	0	10	69	79
二重契約	0	0	3	3
研修・技能実習計画との齟齬	0	13	73	86
名義貸し	0	0	16	16
実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・ 「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	0	0
監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監 査，相談体制構築等の不履行」	0	7	0	7
行方不明者の多発	0	0	0	0
不法就労者の雇用等	0	0	8	8
労働関係法令違反	0	0	23	23
営利目的のあっせん行為	0	0	0	0
再度の不正行為	0	0	0	0
日誌等の作成等不履行	0	1	18	19
帰国時の報告不履行	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業	0	0	2	2
計	0	40	320	360

(2) 企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数の推移（表7）

平成25年に「不正行為」を通知した実習実施機関はなかった。

（表7）企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数の推移

類型		平成23年			平成24年			平成25年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	1	1	0	0	0	0	0	0
名義貸し	名義貸し	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業		0	/	0	0	/	0	0	/	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	旅券・在留カードの取上げ		0			0				
	賃金等の不払		1			0				
	人権を著しく侵害する行為		0			0				
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	・「実習継続不可能時の報告不履行」		0			0				
	行方不明者の多発		0			0				
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0
/	保証金の徴収等	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	講習期間中の業務への従事	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	日誌等の作成等不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		0	2	2	0	0	0	0	0	0

(3) 団体監理型での受入れに係る類型別の件数

① 監理団体（第一次受入れ機関）に係る類型別「不正行為」件数の推移（表8）

平成25年に「不正行為」を通知した20機関について類型別の通知件数を見ると、43件であった。

「旧指針」に基づき「不正行為」を通知した件数は3件であり、「研修・技能実習計画との齟齬」が1件、「その他虚偽文書の作成・行使」が1件、「準ずる行為の再発生」が1件であった。

「上陸基準省令」の規定に基づき「不正行為」を通知した件数は40件であり、うち「技能実習計画との齟齬」が13件（32.5%）、「講習期間中の業務への従事」が10件（25.0%）、「偽変造文書等の行使・提供」が8件（20.0%）と上位3位を占めている。

（表8）監理団体（第一次受入れ機関）に係る類型別「不正行為」件数の推移

類型		平成23年			平成24年			平成25年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	1	0	1	0	0	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	研修・技能実習計画との齟齬	4	2	6	0	1	1	1	13	14
名義貸し	名義貸し	0	1	1	1	1	2	0	0	0
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	4	4	8	1	3	4	1	8	9
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	2	0	3	0	0	0	0	0	1
	旅券・在留カードの取上げ		0			0				
	賃金等の不払		1			0				
	人権を著しく侵害する行為		0			0				
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	1	/	1	0	/	3	0	/	7
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		0			3			7	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働関係法規違反	労働関係法令違反	1	0	1	0	0	0	0	0	0
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	0	0	1	0	1
/	保証金の徴収等	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	講習期間中の業務への従事	/	1	1	/	0	0	/	10	10
/	営利目的のあっせん行為	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	日誌等の作成等不履行	/	0	0	/	0	0	/	1	1
/	帰国時の報告不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		13	9	22	2	8	10	3	40	43

② 実習実施機関（第二次受入れ機関）に係る類型別「不正行為」件数の推移（表9）

平成25年に「不正行為」を通知した210機関について類型別の通知件数を見ると、323件であった。

「旧指針」に基づき「不正行為」を通知した件数は3件であり、うち「労働関係法規違反」が2件で（66.6%）を占めている。

「上陸基準省令」の規定に基づき「不正行為」を通知した件数は320件であり、うち「賃金等の不払」が99件（30.9%）、「技能実習計画との齟齬」が73件（22.8%）、「講習期間中の業務への従事」が69件（21.6%）と上位3位を占めている。

(表9) 実習実施機関(第二次受入れ機関)に係る類型別「不正行為」件数の推移

類型		平成23年			平成24年			平成25年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	1	0	1	0	0	0	0	3	3
研修・技能実習計画との齟齬	研修・技能実習計画との齟齬	5	12	17	1	8	9	0	73	73
名義貸し	名義貸し	4	5	9	9	7	16	0	16	16
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	2	3	5	1	2	3	0	5	5
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	6	9	15	2	1	3	1	2	3
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	7	0	89	19	0	109	0	0	101
	旅券・在留カードの取上げ		0			1				
	賃金等の不払		82			99				
	人権を著しく侵害する行為		0			1				
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		/			/			/	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	1	3	4	0	5	5	0	8	8
労働関係法規違反	労働関係法令違反	53	28	81	58	25	83	2	23	25
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0
/	保証金の徴収等	/	0	0	/	0	0	/	2	2
/	講習期間中の業務への従事	/	1	1	/	0	0	/	69	69
/	営利目的のあっせん行為	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	日誌等の作成等不履行	/	2	2	/	2	2	/	18	18
/	帰国時の報告不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		79	145	224	90	140	230	3	320	323

3 「不正行為」の具体例

平成25年に「不正行為」を通知した具体例は次のとおりである。

(1) 旅券・在留カードの取上げ

「上陸基準省令」の規定に基づき、「旅券・在留カードの取上げ」に係る「不正行為」を1機関に通知した。

「旅券・在留カードの取上げ」とは、技能実習生の旅券又は在留カードを取り上げていた場合である。

【事例】 農業を営む実習実施機関は、技能実習生のトラブルを理由に送出し機関の指示に従い、技能実習生の旅券及び在留カード（旧外国人登録証明書）を取上げて返却しなかった。

(2) 賃金等の不払

「上陸基準省令」の規定に基づき、「賃金等の不払」に係る「不正行為」を99機関に通知した。

「賃金等の不払」とは、研修生・技能実習生に対する手当又は報酬の一部又は全部を支払わなかった場合である。

【事例】 縫製業を営む実習実施機関は、技能実習生2名に対し、約1年9か月にわたり、技能実習生の賃金から国民健康保険料・国民年金保険料の名目でそれらの保険料相当額を違法に控除し、賃金を支払っていなかったものであり、未払の総額は約63万円、1名1か月当たりに換算すると約1万5,000円であった。

(3) 人権を著しく侵害する行為

「上陸基準省令」の規定に基づき、「人権を著しく侵害する行為」に係る「不正行為」を2機関に通知した。

「人権を著しく侵害する行為」とは、技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行った場合である。

【事例】 監理団体は、技能実習生の日常生活や技能実習に係る禁止事項及び当該禁止事項に違反した場合の点数を規則として定め、一定の点数に達すると帰国させるなどとしていたところ、傘下実習実施機関はその禁止事項に従って技能実習生からパソコンを取り上げて、罰金を徴収するなど技能実習生の私生活上の権利・利益を侵害する行為を行った。

(4) 偽変造文書等の行使・提供

「旧指針」に基づき、「その他虚偽文書の作成・行使」に係る「不正行為」を1機関に通知した。

「上陸基準省令」の規定に基づき、「偽変造文書等の行使・提供」に係る「不正行為」を13機関に通知した。

「偽変造文書等の行使・提供」とは、外国人の研修・技能実習に係る「不正行為」に関する事実を隠蔽する目的で、偽造・変造された文書・図画、虚偽の文書・図画を行使又は提供していた場合である。

【事例】 監理団体は、技能実習生に対する入国後の講習を実施していないにもかかわらず、当初の計画どおり実施したかのように虚偽の監査報告書を作成し、当局に提出した。

(5) 講習期間中の業務への従事

「上陸基準省令」の規定に基づき、「講習期間中の業務への従事」に係る「不正行為」を79機関に通知した。

「講習期間中の業務への従事」とは、技能実習生を雇用契約に基づかない講習の期間中に業務に従事させていた場合である。

【事例】 監理団体は、技能実習生に対する入国後の講習を実施すべき時期が農業を営む実習実施機関の繁忙期に当たることを理由に講習を実施せず、その間技能実習生を各実習実施機関に配属して業務に従事させた。

(6) 二重契約

「上陸基準省令」の規定に基づき、「二重契約」に係る「不正行為」を3機関に通知した。

「二重契約」とは、技能実習に係る手当若しくは報酬又は実施時間について技能実習生との間で地方入国管理局への申請内容と異なる内容の取決めをしていた場合である。

【事例】 農業を営む実習実施機関は、申請の際に割増賃金を支払うとの労働契約を締結していたにもかかわらず、技能実習生から残業をしたいとの申出を受けたところ、労働契約で定めた割増賃金を支払うことができなかったことから、技能実習生との間で時間外労働に対して割増なしの賃金を支払うとの取決めを行った。

(7) 技能実習計画との齟齬

「旧指針」に基づき、「研修・技能実習計画との齟齬」に係る「不正行為」を1機関に通知した。

「上陸基準省令」の規定に基づき、「技能実習計画との齟齬」に係る「不正行為」を86機関に通知した。

「技能実習計画との齟齬」とは、地方入国管理局への申請の際に提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施していなかった場合である。

【事例1】 食品製造業を営む実習実施機関は、「非加熱性水産加工食品製造」の技能実習を行うとして計画を策定し、技能実習生を受け入れたにもかかわらず、水産加工業務が減少していたことから、技能実習生を専ら食肉処理業務に従事させ、計画どおりに技能実習を実施しなかった。

【事例2】 監理団体は講習を実施すべき時期が実習実施機関の繁忙期に当たることを理由に技能実習生を業務に従事させるため、計画どおり講習を実施しなかった。

(8) 名義貸し

「上陸基準省令」の規定に基づき、「名義貸し」に係る「不正行為」を16機関に通知した。

「名義貸し」とは、地方入国管理局への申請内容と異なる他の機関に研修・技能実習を実施させていた場合や当該他の機関において研修・技能実習を実施していた場合であり、典型的には、A社で技能実習を実施すると申請しながら、実際はB社で業務に従事させていた場合である。

【事例】 農業と食品製造業を営む実習実施機関A、B、Cの3社は代表者が同一人であることを利用して、受け入れた技能実習生を3社の業務上の都合に合わせて相互に融通し合い作業に従事させていた。

(9) 監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」

「上陸基準省令」の規定に基づき、「監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」」に係る「不正行為」を7機関に通知した。

「監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」」とは、技能実習の継続が不可能となったときの地方入国管理局への報告を怠り、あるいは、団体要件省令に規定する監理団体が「不正行為」を行ったときの地方入国管理局への報告を怠った場合や、同じく団体要件省令に規定する監査、相談体制構築等の措置を講じていなかった場合である。

【事例】 監理団体の傘下実習実施機関2社において、「名義貸し」が行われていたところ、監理団体役員は、監査に従事させた職員から報告を受ける体制を構築しておらず、また、当該実習実施機関の代表者を監理団体の元理事長が務めていたことから、監理団体として十分な指導ができなかった。

(10) 不法就労者の雇用等

「上陸基準省令」の規定に基づき、「不法就労者の雇用等」に係る「不正行為」を8機関に通知した。

「不法就労者の雇用等」とは、①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は③業として①及び②の行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合である。

【事例】 プラスチック成形業を営む実習実施機関は、技能実習生を受け入れていたところ、技能実習生のほかに雇用していた「家族滞在」の外国人を資格外活動許可の範囲を超えて違法に就労させていたとして、地方入国管理局の摘発を受けた。

(11) 労働関係法令違反

「旧指針」に基づき、「労働関係法規違反」に係る「不正行為」を2機関に通知した。

「上陸基準省令」の規定に基づき、「労働関係法令違反」に係る「不正行為」を23機関に通知した。

「労働関係法令違反」とは、技能実習の実施に関し、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について重大な違反があった場合である。

【事例】 婦人服縫製業を営む実習実施機関は、受け入れた技能実習生4名に対し、通算24か月間のほとんどの月において、協定で定める限度時間を超える100時間以上の時間外労働を行わせていた。